一般質問 要旨

平成17年12月定例会の一般質問は、12月12日、13日、14日の3日間にわたって行われ、12人の議員が質問を繰り広げました。紙面の都合により、その一部をお知らせします。

▲12月定例会の議場風景

行政改革

行政改革の手法として「事業仕分け」の導入を

―答弁―外部の意見を活用し効率的な行政運営を目指す

問　行政改革を行うためには行政の仕事の範囲、やり方の見直しが必要であり、その手法のひとつとして事業仕分け（注）がある。市職員による内部改革では限界があり、外部の力を借りてこの手法を取り入れてはどうか。

答　滋賀県高島市がこの手法を取り入れ、その結果、約13％相当の事業が市役所に不要あるいは民間実施が望ましいとの結果が得られている。本市では、第2次定員管理計画において平成23年度を目標に約1割の職員定数の削減を目指し、17年度18年度の2年間で、平成19年度以降、5年間の年度ごとの削減人員を定める。現在、具体的な作業に取り組んでおり、事業仕分けの手法を取り入れている。

しかし、職員による内部改革では限界があり、必要に応じて外部の方々の意見を積極的に取り入れ、市民生活の向上につながる効率的な行政運営を展開していきたい。

（注）自治体の事務事業を要・不要に分け必要な事業を民間、都道府県、国、市のどこが実施すべきか仕分ける方法。

人事

人事監導入後、労使協議はどのように改善されたのか

―答弁―改善の兆しが見え始めてきた状況と考える

問　労働組合からの独善的な要求などに対し、これまでのしがらみを断ち切って交渉ができるよう人事監制度が導入されたが、いまだに人事監の仕事ぶりは伝わってこない。労使協議のあり方はどのように改善されたのか。

答　これまでの労使交渉は、百名近い過大な規模の交渉が行われたり、議題や時間等においてもあらかじめ取り決められた内容から逸脱したりするなど、地方公務員法に定められた適正な交渉の姿からは大きく乖離（かいり）した交渉実態が見受けられた。そこで、基本に立ち返った交渉ができるよう、市民意識の視点と民間の経営理念を持ち合わせた民間人を人事監に登用したところである。本年度より、労使交渉の要求書や回答書をホームページに掲載したことも要因となり、改善の兆しが見え始めてきているのではないかと考えるが、市民感覚と比べると、依然課題が多いのが現状である。今日までの労使慣行に固執することなく、開かれた労使関係を目指して、さらなる改善に努めたい。

人事

新しい給与体系をどのようにして早期実施するのか

―答弁―公正かつ客観的な人事評価システムを構築し実施

問　国家公務員の給与制度改革に伴い、本市でも職務、職責及び勤務実績を十分に反映する新しい給与体系へ移行を目指すとのことであるが、時代感覚が欠落した労働組合に対し、どのように提案し、早期実施へ移すのか。

答　今回の給与制度の見直しは約50年ぶりの抜本的な改革であり、多くの職員の痛みを伴うことが予想される。そこで、職員の理解を得るためには、給与水準を引き下げるばかりではなく、年功序列型から職務、職責や勤務成績型へ移行することにより、意欲のある職員が報いられることが重要となる。このためには、現在管理職に試行を実施している勤務成績評定を全職員に拡大実施することにより、報いるための物差しづくりが喫緊の課題であり、勤務成績を適切に評価するための公正かつ客観的な人事評価システムを構築したいと考える。なお、この見直しの実施時期は、平成18年度からの実施をめどとし、来年1月中旬までに労働組合と協議を終えるよう、早急に対応したい。

財政

扶助費等の財政負担について

―答弁―財政確保のため行政改革に鋭意取り組む

問　市税収入は平成9年以降年々減少し続けている一方で、高齢化の進行等を背景に扶助費の財政負担は増加の一途をたどっている。今後、さらに扶助費の増大が見込まれるが、市としての見解と対策は。

答　近年、本市の歳出状況は義務的経費の公債費が増加傾向にあり、特に扶助費の増加が著しい。今後、高齢化の進行等による社会経済環境の変化に伴う税収への影響や財政状況の悪化が見込まれ、従来の福祉をはじめとしたサービスの提供が困難になることも十分予想される。

これまで聖域とされていた扶助費についても、その超過負担や市単独措置分等について、見直しが必要となることもありえるが、基本的には、義務的な経費である扶助費は十分な配慮が必要である。

今後、福祉や市民サービスの財源の確保が最重要と考えており、引き続き行政改革を最重要課題と位置づけ、徹底して行政コストの縮減を図り、より効率的な市政運営の実現に向け鋭意取り組む。

福祉

障害者自立支援法導入後の低所得者に対する対応策は

―答弁―府と連携した対応策を含めて検討する

問　障害者自立支援法成立に伴い、来年4月以降、障害者福祉制度は利用量に応じた定率負担が導入され、利用者の負担増は免れられない。制度移行に向け、低所得者に対するさらなる配慮が必要と考えるが、市の対応策は。

答　障害者自立支援法はサービス利用に当たり、サービス量等に応じた定率負担と施設利用者には食費や光熱水費の実費負担が求められるため、負担能力の乏しい方に対する配慮も一定検討されてはいるものの、現行支援費制度と比べれば利用者負担が増えるケースが多くなると考えられる。本市では、低所得者への負担増に対する対応として、更生医療給付や補装具給付事業における独自の自己負担助成制度があり、これらの見直しも含めて新制度の下でのサービス利用の全体の状況を見極めながら検討していく必要がある。今後、市としての対応を検討すると同時に、市単独での対応には限界もあることから、府独自の対応や府と連携した対応策を府に対して強く働きかけていきたい。

福祉

軽度発達障害で苦しむ方々への今後の取り組みは

―答弁―保護者の子育て不安に対する対応も含めた施策を検討する

問　発達障害が認められた場合、早期に発達支援を行うことが重要であるが、専門家は少なく地域の支援体制も不十分なために、家族は大きな不安を抱えている。軽度発達障害で苦しむ方々への今後の取り組みは。

答　軽度の発達障害は、コミュニケーションのとりにくさ、情緒の不安定や注意集中の困難さなどにその特徴があらわれるが、保護者にとって育てにくさは実感されるものの、その実態の受け止めが難しいことが指摘をされている。また、就学後は対象児童にとって過度な社会性を強いられる環境におかれることになることから、場合によっては学校の環境になじめないなどの二次障害を引き起こす恐れも指摘されている。したがって、本市においては、就学前の軽度発達障害児への支援は、対象児への適切な対応という観点だけではなく、保護者の子育て不安に対する適切な対応も含めた施策の実施が必要であると判断しており、今後、実現に向けて具体的な検討を行う考えである。

医療

市民健診の通年化と無料化について

―答弁―市民健診の通年化、無料化は困難な状況である

問　現在6月から9月まで4ヵ月間実施されている市民健診を通年化、無料化すれば受診率向上だけでなく早期発見、早期治療、さらに医療費抑制につながる。健康づくり推進プラン策定の中でどのように検討したのか。

答　市民健診終了後10月以降は、健診結果に見合ったその後の教育・指導・相談を実施していく期間として必要となる。健康づくり推進プラン策定過程でも検討を行ったが、市民健診の目的が生活習慣病を早期に発見し、栄養や運動等の生活指導や適切な治療に結びつけることにより、予防につなげるもので、通年化すれば、受診後のフォローの期間がとれなくなることから通年化は困難であるとの結論に達した。また、無料化については平成14年度から各種がん検診を含め有料とした。市民検診にかかる費用は一人当たりの単価が約1万円となっている。従来から、国の自己負担徴収基準が3千円のところ本市では千円に軽減しており、これ以上の負担軽減は困難である。